

Y I C看護福祉専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は教育基本法、学校教育法及び関係法令に基づき、医療分野、教育・社会福祉分野に関する知識及び技術を教授するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、地域医療と社会福祉事業の発展充実に寄与し、広く社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校はY I C看護福祉専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は山口県防府市中央町1番8号に置く。

第2章 課程、学科、1学年学級数、修業年限及び定員

(課程、学科、1学年学級数、修業年限及び定員等)

第4条 本校に次の課程及び学科を置き、1学年学級数、修業年限、定員等は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業 年限	1学年 学級数	1学級 定員	入学 定員	総定員	職業実践 専門課程	備 考
医療専門課程	看護学科	3年	1	40名	40名	120名	認定	昼間
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	2年	1	40名	40名	80名	認定	昼間

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日 から 9月30日まで

後期 10月1日 から 翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 季節休業日 学年を通じて10週間以内で校長が定める。

2 校長は教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日を変更し、または臨時に休業日を定め、若しくは休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育課程、授業時数及び学習評価

(教育課程、授業時数及び単位数)

第7条 教育課程における授業時数及び単位数は別表のとおりとする。

- 2 授業は講義、演習及び実習とする。
- 3 講義及び演習については15時間から30時間の範囲で校長が定める時間をもって1単位とする。
- 4 臨地実習については30時間から45時間の範囲で校長が定める時間をもって1単位とする。
- 5 各学年の科目及び臨地実習の時間数及び単位数は校長が別に定める。

(科目修得の認定)

第8条 科目の単位認定及び単位の授与は、次のとおりとする。

- 2 授業科目の単位認定は、科目試験、実習の成績、履修状況その他の方法に基づいて行う。
- 3 介護福祉学科においては各学年において履修すべき授業時数の3分の2（但し、実習においては5分の4）に満たない者については、当該科目の認定を行わない。
- 4 休学、留年等により改訂カリキュラムで修学することになった場合、旧カリキュラム科目を改訂カリキュラム科目に読み替えて履修することができる。
- 5 その他、単位認定に関わる必要な事項は単位認定規程及び既修得単位認定規程により別に定める。

(成績の評価)

第9条 学業の成績評価は試験、履修状況等を基にして総合的に行い秀・優・良・可・不可をもって表し、
可以上を単位の認定とする。

- 2 成績評価の方法については単位認定規程により別に定める。

第5章 卒業、称号及び資格

(卒業)

第10条 校長は前条の学習評価に基づいて、課程修了の認定を行う。ただし、欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超えるときは課程修了の認定を行うことができない。

- 2 第4条に定める修業年限以上在学し、課程修了を認められた者は、学校運営会議を経て校長が卒業を認定する。
- 3 校長は卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(称号)

第11条 前条の規定及び、文部科学省告示に基づき、専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、次の称号を授与する。

- (1) 看護学科においては専門士（医療専門課程）
- (2) 介護福祉学科においては専門士（教育・社会福祉専門課程）

第6章 入学、休学、編入学及び退学

(入学時期)

第12条 本校への入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 入学することのできる者は次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣において、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有す

ると認めた者

(出 願)

第14条 入学を志願する者は本校所定の入学願書等に必要事項を記載し、入学選考料及び高等学校卒業証明書等大学に入学することができることを証する書類を添えて指定する期日までに出席しなければならない。

(入学許可)

第15条 前条の手続きを終了した者に対して、入学者の選考を行い、合格の通知を受けた者は、所定の手続きに従って、期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、所定の手続きに従って、校納金を期日までに納入し、すみやかに誓約書、保証書および他所定の書類を提出しなければならない。

2 前項の保証書において保証人および副保証人を各1名定めなければならない。

(休学及び復学)

第17条 疾病その他やむを得ない事由により修学できない者は、休学願を提出し校長の許可を受けて休学することができる。なお、疾病により休学しようとする場合は医師の診断書を添えて提出しなければならない。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入する。

4 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。なお疾病が治癒したことを理由とする復学には、医師の診断書を添えて提出しなければならない。

(転 学)

第18条 転学しようとする者はその事由を明らかにして保証人と連署のうえ転学願を校長に提出し、許可を得なければならない。

(編入学)

第19条 他の学校又は看護師養成所から当校に編入学しようとする者（以下「編入学希望者」という。）は編入願を提出し校長の許可を得なければならない。

2 編入学希望者には所定の試験を行い、これに合格した者に対して編入学を許可する。

3 編入を許可された者は編入許可の日から7日以内に所定の学生納入金を納入し、かつ、誓約書及び保証書を提出しなければならない。

(退 学)

第20条 退学しようとする者はその事由を明らかにして退学願を提出し校長の許可を受けなければならない。

(在学年限)

第21条 在学期間は修業年限の2倍を超えることができない。

(除 籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は学校運営会議を経て、校長が除籍する。

(1) 授業料等の学生納入金の納入を怠り、催促してもなお納入しない者

(2) 第21条に定める在学年限を超えた者

(3) 第17条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第7章 出欠席等

(出欠席等)

第23条 出席、欠席、遅刻及び早退等の取り扱いについては校長が定める。

第8章 保証人

(保証人の責任)

第24条 保証人は、本人の校内外における学生生活について、学校に対し、財産上及び身分上の一切の保証の責に任ずるものとする。

- 2 保証人が保証しなければならない債務の限度額は、修業年限全てに係る学費及び教材費の合計に相当する額とする。

(保証人及び副保証人の資格)

第25条 保証人は、父母又は成人の親族等で独立の生計を営む者とする。

- 2 副保証人は独立の生計を営む成人者とする。

(保証人の変動)

第26条 保証人の身分に変動があった場合はすみやかに届出なければならない。

第9章 入学金、授業料その他の納入金

(入学金及び授業料等)

第27条 入学金、授業料、その他の納入金及びその納入時期については学生納入金規程により別に定める。

- 2 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を2か月以上滞納しその後においても納入の見込みがないときは、除籍することがある。

第10章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第28条 学業、人物、その他について優れ、他の模範となる者に対し学校運営会議を経て校長が表彰する。

- 2 表彰の種別及びその方法については学生表彰規程により別に定める。

(懲 戒)

第29条 本校の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は校長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒の種別及びその方法については学生懲戒規程により別に定める。

(弁 償)

第30条 学生が校舎、校具その他の施設・設備を損傷または紛失したときは校長はその事情によってその全部または一部を弁償させることがある。

第11章 健康診断

(健康診断)

第31条 健康診断は年1回、健康管理規程にもとづき実施する。

第 12 章 職員組織

(職員組織)

第 32 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1 名
- (2) 副校長・教務課長 必要に応じて置く
- (3) 教 員 看護学科
 - ・学科長
 - ・専任教員 7 名以上介護福祉学科
 - ・学科長
 - ・専任教員 2 名以上
- (4) 事 務 事務長 1 名
事務職員 1 名以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(校務分掌)

第 33 条 各職員の校務における分掌については校務分掌規程により別に定める。

(会議及び委員会)

第 34 条 本校には次の会議及び委員会を置く

- (1) 学校運営会議
 - (2) 職員会議
 - (3) 教務会議
 - (4) 入学試験委員会
 - (5) 内部監査委員会
- 2 会議及び委員会は本校の管理運営に関し、重要な事項を審議する。
- 3 会議及び委員会の組織、運営及び審議その他必要な事項は校長が別に定める。
- 4 校長は、一に定める会議及び委員会の他、学校運営上必要と認める会議や委員会を組織することができる。

第 13 章 個人情報の保護等

(個人情報の保護及び取扱い)

第 35 条 本校における個人情報の適切な取扱いを行うため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本校における個人情報の保護等に関し必要な事項は、個人情報の保護等に関する規程により別に定める。
- 3 学生が取り扱う個人情報の保護等に関し必要な事項は学生が取り扱う個人情報管理規程により別に定める
- 4 校長が学業・学生生活を円滑にするため必要と判断した場合には、本校が所有する当該学生に関する情報を保証人および副保証人に対しても通知することがある。
- 5 通知する情報は別途定める。

第 14 章 付帯事業

(付帯事業)

第 36 条 本校は、付帯事業として次の課程を置き、修業年限、定員は次のとおりとする。

課 程 名	修業年限	定 員
社会福祉士通信課程	1 年 6 か月	8 0 名
介護実務者研修通学課程	6 か月	4 0 名
介護実務者研修通信課程	6 か月	8 0 名

- 2 前項の課程における規則は、Y I C 看護福祉専門学校（社会福祉士通信課程）規則、Y I C 看護福祉専門学校（介護実務者研修通学課程）規則及び Y I C 看護福祉専門学校（介護実務者研修通信課程）規則として別に定める。

第 15 章 雑則

(補 則)

第 37 条 本学則の他、学校の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 3 平成 13 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 4 平成 15 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 5 平成 19 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 6 平成 20 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 7 平成 21 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 8 平成 22 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 9 平成 22 年 10 月 1 日から一部改正する。
- 10 平成 23 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 11 平成 24 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 12 平成 25 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 13 平成 25 年 9 月 10 日から一部改正する。
但し、平成 24 年度介護福祉学科については、当「教育課程及び授業時数」を適用する。
- 14 平成 26 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 15 平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 16 平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 17 平成 31 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 18 令和 2 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 19 令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 20 令和 4 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 21 令和 7 年 4 月 1 日から一部改正する。

但し、令和 7 年 3 月 31 日以前に入学した学生は、従前の学則を適用する。